

公 告

公募型プロポーザル方式により、鳥取県立布勢総合運動公園の自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和3年2月17日

鳥取県立布勢総合運動公園 園長 川口 久光

1 概要

(1) 件名

鳥取県立布勢総合運動公園自動販売機設置事業者の公募

(2) 設置場所及び設置台数

鳥取県立布勢総合運動公園内 32台

物件番号	設置場所	設置台数
1	陸上競技場1階通路	3台
2	陸上競技場外周（公衆電話機横）	2台
3	補助競技場	1台
4	野球場1塁側	1台
5	野球場3塁側	1台
6	球技場（入口付近）	4台
7	多目的広場（倉庫前）	2台
8	県民体育館（1階東側通路）	3台
9	県民体育館（2階ロビー）	3台
10	テニス場（テニス棟内・テニス周辺トイレ前）	4台
11	遊具広場（東屋付近）	2台
12	第1駐車場（トイレ前）	3台
13	第5駐車場（東側トイレ前）	3台

(3) 自動販売機の種類

清涼飲料水自動販売機

(4) 設置期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

設置期間満了後は、契約の更新及び設置期間の延長は行わない。

(5) このプロポーザルに係る評価、選定は1の(2)の図表の物件ごとに行うものとし、契約の締結は事業者ごとに行うものとする。

2 参加資格

プロポーザル参加資格は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本社、支社、営業所等を有する事業者であること。

プロポーザル参加の時点で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の営業実績を有する事業者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 事業者の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (4) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

3 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和 3 年 2 月 17 日(水)から 令和 3 年 3 月 10 日(水)まで

(2) 配布場所（入手方法）

ア 本園内陸上競技場事務所（事前連絡のうえ窓口まで直接お越しく下さい。）

イ 本園公式サイト（ダウンロードのうえ入手すること。）

公式サイト URL : <http://www.fuse-sportspark.com/>

4 質問の受付等

- (1) 質問がある場合は、令和 3 年 2 月 24 日(水)午後 5 時まで受け付けるものとし、所定の様式により提出すること。
- (2) 質問に対する回答については、取りまとめたうえで、令和 3 年 3 月 3 日(水)までに質問者に対し文章で回答する。

5 現地視察

物件の現地視察を希望する事業者は、事前に視察場所・時間を明記のうえ、6 の（1）の電子メール又は FAX で連絡をすること。連絡なく視察を行うことはご遠慮ください。

6 提案書等の提出手続

プロポーザルに参加を希望する事業者は、「鳥取県立布勢総合運動公園自動販売機設置事業者募集要項」に基づき、物件ごとに提案書及び添付書類を作成し提出すること。

(1) 提案書等の提出先及び問合せ先

〒680-0944 鳥取市布勢 146 番地 1

鳥取県立布勢総合運動公園内陸上競技場事務所 自動販売機設置事業者選定担当

電話 : 0857-28-7221 FAX : 0857-28-1399

電子メール : info@fuse-sportspark.com

(2) 提案書等の提出期間及び時間

ア 持参の場合

令和 3 年 2 月 17 日(水)から同年 3 月 10 日(水)までの日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 郵送の場合

令和 3 年 3 月 10 日(水)午後 5 時までに必着のこと。

(3) 提案書の提出部数

正本 1 部及び副本 3 部（副本は、複写可とする）

7 評価方法

提案書の評価は、物件ごとに公益財団法人鳥取県スポーツ協会及び鳥取県立布勢総合運動公園職員で構成する審査会が、審査項目を評点した内容点（70点満点）の平均点（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と価格点（30点満点）を合計（100点満点）する方法により得点を算出して行う。

8 選定方法・選定結果の通知

（1）選定方法

物件ごとに7により評価した結果、合計得点の高い者から順位付けを行い、設置台数に応じた数の設置事業者を選定する。同点者が複数ある場合は、原則として、価格点が高い事業者を優先するものとする。なお、価格点によらない場合は審査員の合議によるものとする。

（2）選定結果の通知

選定結果については、令和3年3月15日(月)に公式サイトで公表するとともに、プロポーザル参加者（参加資格不備等により無効となったものを除く）に文章で通知する。

9 契約の締結

8により設置事業者として選定した者と契約締結の協議のうえ、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議も含む。また、協議が不調のときは、順位付けを行った事業者の上位の者から繰り上げて契約の締結の協議を行う。

10 契約保証金 免除

11 暴力団排除

8により選定し9により契約締結となった事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

また、事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警本部に照会する場合がある。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認めたとき。

（2）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

12 その他

(1) 提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

イ 最低手数料率は全物件共通で30%とします。これに満たない提案書は無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

鳥取県立布勢総合運動公園は提案者に対して、提案書に係る著作権の仕様について一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他詳細は、「鳥取県立布勢総合運動公園自動販売機設置事業者募集要項」を参照すること。